

民生委員児童委員 研修企画のてびき

はじめに

近年、民生委員児童委員(以下、「民生委員」)を取り巻く環境が大きく変化してきており、とりわけ「委員のなり手不足」の問題は深刻化の様相を呈しています。平成13年の一斉改選における欠員率は0.7%であったことに対し、令和元年では3.9%まで上昇しています。この状況の背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。このことに加え、「委員の在職期間の短期化傾向」も原因であることが本連盟の調査により明らかになりました。令和元年12月の一斉改選において退任した民生委員のうち、32.7%が在職期間2期以下となっています。さらに、退任者の約半数が75歳未満で退任をしており、在職期間が短ければ短いほど退任割合が高い傾向も示されています。

本連盟としては、100年の歴史を刻む民生委員制度の存続のためにも、この現状を重く受け止め、特に在職期間の短期化の問題に対する取り組みの検討に入りました。その結果、研修を通じた人材育成およびモチベーションの向上を図るアプローチにより問題解決を図る一つの方策を見出すことを大きなねらいとして、「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」(以下、「委員会」)を設置し、研修を軸としたさまざまな事項について諮問しました。委員会委員の皆様には真摯で建設的な議論を重ねていただき、去る令和3年1月にこれからの財産ともいえる答申をいただきました。本連盟はこの答申内容を参酌しこれからの研修に関するさまざまな取り組みを進めていくこととなります。

委員会からの答申の中で「市町村民児協が実施する研修および体系の提案」を受けています。これは今年度実施した民児協等基本調査によって明らかになった現状に基づき、単位民児協、市連合民児協、地区支部、道民児連、それぞれにおける機能、役割に即した研修のあり方について提起いただいたものです。

この提案を受け、本連盟では各市町村民児協等における計画的、意図的な民生委員研修の促進を図ること目的として、委員会に編集のご協力いただき本書を作成する運びといたしました。

本書は、研修内容と日常的な活動を結び付ける具体的な考え方と手順をお示しするものです。また、本書で示した内容をベースとした分冊となる研修教材の発行も予定しています。各市町村民児協において、本書を活用いただきながら研修企画をすすめていただければ幸いです。

おわりに、本書の編集にあたりご尽力いただいた、鳥居一頼委員長をはじめとする委員会の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
会長 佐川 徹

編集にあたって～本書と民生委員信条の関係～

民生委員児童委員信条

- 一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- 一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- 一 わたくしたちは誠意とこづつめあがる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一 わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

令和2年に実施した民生委員児童委員協議会等基本調査では、民生委員児童委員協議会（定例会）において民生委員児童委員信条を唱和している割合が5割を下回っていることが分かりました。100年以上続く民生委員児童委員の実践が凝縮された5つの条文からなる信条ですが、各条の意味や民生委員児童委員の活動実践との関連性などを強く捉えずにいる委員も多いのではないのでしょうか。

本書では、研修企画を5つのステップで示しています。ステップ1の取り組みは、日々の活動の中で把握した地域生活課題を抱える住民に対するくらしの豊かさを、「隣人愛をもって」追及していくものです。ステップ2の取り組みは、研修テーマに関連する住民が自らの地域にどのくらい存在し、あるいは潜在化しているのか、「地域社会の実情を把握する」ものです。ステップ3による研修のゴール設定は、「生活上の相談に応じ自立の援助」を行う実践力を身につけることや、自らの人生と研修での学びをむすびつけ、丁寧に住民と向き合う「人格と識見の向上」につながるものです。さらにこれら研修の取り組みを民生委員児童委員のみならず、テーマに関係する多様な関係者と共に実践することをステップ2やステップ4で取り組むことは、「すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくり」につながるものであると考えます。

このように、本書の構成は、民生委員児童委員信条の各条と密接に関係しており、研修の企画・実施を通して民生委員児童委員信条を具現化させるものであるといっても過言ではありません。本書が研修の推進とともに、民生委員児童委員の理念を次代へと受け継ぐものとして活用いただけることを願っております。

令和3年3月

民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会
委員長 鳥居 一 頼

目 次

はじめに	1
編集にあたって～本書と民生委員信条の関係～	2
民生委員児童委員 研修企画のてびきの概要	5
ステップ1 研修企画のはじまり	8
ステップ2 地域の実態把握と研修への参加要請	11
ステップ3 ゴールと研修形態の設定	13
ステップ4 企画の推進（準備から実施まで）	14
ステップ5 研修の評価（まとめ・ふりかえり）	15
研修企画チェックシート	17
参考資料	
・ 民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会答申書	21
・ 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】	43
・ 新北海道民生委員児童委員活動スタイル【第1版】	47

民生委員児童委員 研修企画のてびきの概要

1. 目的

令和2年度に実施した「市町村民生委員児童委員協議会等基本調査」（以下、「基本調査」）において、単位民児協や連合民児協の研修及び人材育成を含めた民児協の実態が明らかとなりました。その結果にもとづき、本連盟が設置した「民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会」（以下「委員会」）において、市町村民児協が実施する研修および体系に関して議論を深めた経過があります。結果、単位民児協、連合民児協、道民児連、それぞれの実態や機能、役割の相違に着目し、研修の実施主体ごとにその体系を整理する必要性が示唆されました。

これら委員会での議論や積み残した課題は、今後設置を予定している「単位民児協のあり方検討委員会（仮称）」へ継承し継続検討することとしています。本書は、“これからの民児協のあり方”の模索を視野に入れ、それぞれの実施主体において、その実態や機能、役割に即した研修プログラムの企画にあたっての参考書として提供することで、各市町村民児協等における計画的、意図的な民生委員研修の促進を図ることをねらいとします。

2. 基本調査から明らかになった研修に関する課題

- 研修は高齢者をテーマにしたものが最も多く、人権（0.06）、健康（0.19）に関するテーマで研修は極めて少なく、テーマに偏りがある（カッコ内の数値は高齢者をテーマにした研修実施回数を1とした場合の比率）。
- 新任及び役員に対する研修機会は多く設定されているが、中堅・児童委員・主任児童委員を対象にした研修は、新任や役員に対する研修機会と比べ7割程度と少なく、任期を重ねる委員に対応した研修が組まれていない。
- 事務局を対象とした研修を実施しているのは単位民児協及び市連合では37%、地区支部では14%に留まっており、安定的な事務局運営に課題が発生する恐れがある。
- 研修は座学を中心としたものが多く、特に町村では対話・体験型の研修の実施が少なく実践経験を伝えあう機会が少ない。
- 民生委員自らが講師役になる機会や、委員自ら学ぶ機会が極めて少ない。
- 「活動指針」の具体的活動については、①多様な人々の人権の理解促進（33.2%）、②民児協の中長期計画づくり（32.2%）、③災害の備える民児協の内部体制づくり（47.0%）、④北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み（34.9%）の4項目の推進が課題となっている（カッコ内の数値は単位民児協において「十分に取り組んでいる」、「わりと取り組んでいる」、「少し取り組んでいる」の合計割合）。

3. 実施主体別研修の重点（委員会答申書より）

実施主体	重点内容
<p>単 位 民児協</p>	<p>住民に最も身近な存在である単位民児協は、その区域で課題を抱える住民の状態について共有するとともに、民生委員の7つのはたらきに照らし合わせた支援のあり方について検討する機会（ケース検討やディスカッション）を重ね、住民個々に対する支援の方法についての実践力を高める内容を重視する。</p> <p>これらの研修の場については、協議会（定例会）において通年をとおして実施するものとし、高齢者分野への偏りが無いよう考慮するとともに、民生委員相互が自らの実践を語り合う場づくりを重視する。</p> <p>また、取り扱うテーマに応じた専門職や専門機関を招き、助言・指導をいただくとともに、民生委員に対する理解促進や連携強化につなげる。</p>
<p>市連合 民児協</p>	<p>各単位民児協が共通して取り組むことが必要となる市域における地域生活課題や時事問題を積極的に取り上げ、民生委員の地域実践につながる具体的な協議と検討を行うことを重視する。</p> <p>また、行政や社協の職員など、身近な関係者から各種の行政計画、社協計画等に定められた民生委員や民児協の役割を学ぶ機会を取り入れ、市域における民生委員の位置づけの明確化とともに民生委員および民児協の役割を理解することを重視する。</p> <p>さらに、「活動指針」の推進状況を評価し、取り組むべき内容（項目）を明らかにした上で、市域における民生委員活動を強化する。</p>
<p>地区支部</p>	<p>地区支部を構成する単位民児協の多様な実践を取り上げるとともに、民生委員が自らの体験や取り組みについて語る機会を設け、相互の実践を交換し合うことによるグループダイナミクスを生み出すことを重視する。</p> <p>また、民生委員活動を熟知する講師等からそれら実践活動に対する肯定的な評価の提供（評価的サポート）を受ける機会を設けるなど、活動の意味付けや委員のモチベーションを支えることにより、実践活動を拡充させる。</p>
<p>道民児連</p>	<p>民生委員としての理念や民児協の機能の継承・定着化と「活動指針」の推進を重視し、①道内各委員（中堅・新任など対象を捉えた）研修、②民児協（正副会長・事務局）に対する研修、③民児協を支援する機関（社協・包括・児相・教育機関など）、及び地区支部を担う事務局に対する研修を継続的に設けるとともに、これら研修の効果を高めることや、民生委員自らが主体的に学ぶための教材開発を進める。</p> <p>さらに、単位民児協、市連合、地区支部の活動が円滑に行えるよう、研修に有用なデータや講師リストの整備や研修企画の手引書などのツールを提供するとともに、関係機関や道民に対する民生委員活動の理解促進や普及啓発を強化する。</p>

4. てびきの使い方

この手引きは研修の企画段階・実施段階・実施後までを5つのステップと16項目にわたるチェック項目に分けて構成されています。

次ページからのステップ1から順に企画をスタートさせるとともに、17ページのチェックリストを用いて研修の全体像を確認します。

ステップ1 研修企画のはじまり

ステップ2 地域の実態把握と研修への参加要請

ステップ3 ゴールと研修形態の設定

ステップ4 企画の推進（準備から実施まで）

ステップ5 研修の評価（まとめ・ふりかえり）

チェックリスト ステップ1～5を構成する16項目の確認

【用語解説】

- **ディスカッション**：「ディスカッション」とは討論・議論という意味の言葉で、英語の「discussion」の読みをカタカナ表記したもの。本書では、あるテーマについて、委員同士が自由に意見を出し合うことを指す。
- **グループダイナミクス**：「グループダイナミクス」とは、人の行動や思考は、集団から影響を受け、また、集団に対しても影響を与えるというような集団特性のことを指す。本書では、民生委員の研修を通じてお互いに影響し合い、個々の成長は元より、団体としても発展（成長）するという意味合いとしている。

研修企画のはじまり

» 1. 研修のテーマ（ジャンル）を選ぶ前に

日々の民生委員児童委員活動では地域住民が抱える地域生活課題に直接触れることが多いのではないのでしょうか。そうした日々の実践活動を共有し合う場である「民生委員児童委員協議会(定例会)」には研修テーマにつながるヒントがたくさん潜んでいるはずです。

住民を支援することで明らかとなった知識の不足や住民との関わり方、他の委員との意見の相違や福祉関係機関との連携における課題などを耳にします。これら民生委員児童委員が日々の活動の中で感じていることを研修のテーマにすることができます。

» 2. テーマの決め方

一方で、民生委員協議会（定例会）で話題になっていることばかりに目を向けることは、日ごろから民生委員児童委員が支援の対象としている一部の住民の話題に偏りが生じているかもしれません。独居高齢者や母子家庭などの訪問活動を中心に活動している単位民児協では高齢者や母子に関する話題が主になります。委員のニーズに基づき主体的なテーマを設定するだけでなく、取り扱うことが少ないテーマを意図的に設定するなどの工夫も必要です。

次ページの「前年度の研修実績の状況整理表」を作成しながら、研修で取り組むテーマを選定しましょう。

» 3. 研修の位置づけの整理

北海道民生委員児童委員連盟では、平成31年3月に「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を作成しました。この中では、住民支え合いマップの取り組みを共通事項とし、4つの重点項目と19の具体的活動を挙げています。

単位民児協、市連合民児協、地区支部など、研修を実施する主体は異なっても、北海道内全ての民生委員児童委員が同じ目標に向けた取り組みを行っていくためには、企画した研修が活動指針のどの項目に該当するのか整合性を確認し、研修の位置づけを明確にする必要があります。

「第3次北海道民生委員児童委員活動指針との整合表」により、研修のテーマが活動指針のどの項目の推進につながるのかを確認しながら研修の企画を進めましょう。

前年度の研修実績の状況整理表

研修の内容	実績回数	内容例
①高齢者関連の研修	回	介護・認知症・8050問題
②障がい者関連の研修	回	障がいサービス
③子ども・妊産婦関連の研修	回	子育て支援・虐待
④生活困窮者関連の研修	回	生活福祉資金
⑤学校・教育関連の研修	回	いじめ・非行・不登校
⑥防犯関連の研修	回	消費者被害
⑦防災関連の研修	回	要援護者支援
⑧健康関連の研修	回	うつ・自殺
⑨民生委員活動の活性化・強化に関する研修	回	活動記録、証明事務
⑩人権に関する研修	回	アイヌ、ジェンダー

※2020年に実施した基本調査を提出している民児協は、実績を参照することができます。



研修で取り組む事項 (研修の内容・ジャンル)	No. ①～⑩までの番号を記載してください
研修の内容・ジャンルの偏り (前年度実績に照らし合わせて)	ある ・ ない

※2020年に実施した基本調査を提出している民児協は、実績を参照することができます。

(参考) 道内単位民児協の研修実施割合 (基本調査より)

研修の内容	市	町村	全道
①高齢者関連の研修	62.0%	52.3%	58.8%
②障がい者関連の研修	34.2%	27.3%	31.9%
③子ども・妊産婦関連の研修	30.8%	22.0%	27.9%
④生活困窮者関連の研修	36.1%	25.8%	32.7%
⑤学校・教育関連の研修	39.8%	11.4%	30.4%
⑥防犯関連の研修	26.7%	15.9%	23.1%
⑦防災関連の研修	34.6%	24.2%	31.2%
⑧健康関連の研修	17.7%	12.1%	15.8%
⑨民生委員活動の活性化・強化に関する研修	57.9%	24.2%	46.7%
⑩人権に関する研修	6.0%	0.8%	4.3%

第3次北海道民生委員児童委員活動指針との整合表

重点項目	具体的活動
困難を抱えるすべての人を支援する活動	①子育てを応援する活動
	②障がい者を支援する活動
	③要介護高齢者を支援する活動
	④ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動
	⑤多様な人びとの人権の理解促進
地域のつながりをつくり高める活動	⑥孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動
	⑦自治会・町内会との積極的な連携
	⑧社会福祉協議会との一層の連携・協働
	⑨社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携
	⑩地域に根差すさまざまな組織・団体との連携
委員同士が支え合える民児協の活性化	⑪民児協の活性化による民生委員児童委員への支援
	⑫民児協の中長期計画づくり
	⑬地域住民への積極的なPR活動の展開
	⑭共同募金への協力と民児協活動での活用
	⑮民生委員児童委員候補者の発掘
	⑯児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進
福祉のまちづくりを意識した防災活動	⑰災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり
	⑱災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組促進
	⑲発災に備える民児協の内部体制づくり
共通事項	⑳住民支え合いマップの取り組み



研修で取り組む事項との結びつき (研修と第3次活動指針との整合)	No. ①～⑳までの番号を記載してください
--	--------------------------

地域の実態把握と研修への参加要請

1. 研修テーマに基づく情報収集

研修のテーマが決まったら、テーマに基づく活動エリアの実態把握を行いましょう。

例えば、前のページの「第3次北海道民生委員児童委員活動指針との整合表」において①～⑤を選択した場合には、それぞれ対象となる住民が地域にどのくらい居住しているのか、その割合はどのくらいか、民生委員児童委員が関わっている実態はあるのか、それはどのような関わりかなどを明らかにしましょう。

また、⑰～⑲を選択した場合には、「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【北海道版】（下図左）」を参照し、⑳の場合には、「住民支え合いマップ作り入門（下図右）」など、北海道民生委員児童委員連盟や全国民生委員児童委員連合会などが発行するテキストの内容を参照するなどして、テーマにつながる情報を収集しましょう。

過去に同様のテーマで研修を実施した時にはどのような内容で実施したのか、その際の参加者の反応やふりかえり時の意見なども確認しましょう。



2. 研修への参加要請

情報収集を行うことは、研修テーマにつながる関係機関を把握することにもつながります。テーマに対する直接的な支援をしている機関は研修の講師役として依頼することが可能かもしれませんが、複数の支援機関が関わる場合は研修への参加を呼びかけ、一緒に学び合う場を提供することができるのではないのでしょうか。

例えば、前のページの「第3次北海道民生委員児童委員活動指針との整合表」において⑰「災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり」を選択した場合には、民生委員児童委員のみならず、行政の防災担当や福祉担当者、包括支援センターや福祉サービスを提供する各種事業所、障がい当事者組織などが合同で学び合う機会とすることで、研修後のネットワークづくりや役割分担につながる効果が期待でき、活動の更なる推進が図れるかもしれません。

情報収集シート

活動地域における現状

例) 対象となる世帯数、委員の取組実態、関係機関との関係性、委員の理解度など



過去に行った同様のテーマの研修内容

例) 研修実施年月日、研修講師、参加者、委員の反応、ふりかえりの内容など



委員以外の受講対象者（一緒に研修に参加することで効果がありそうな対象）

例) 社協、地域包括支援センター、行政、学校関係者

ゴールと研修形態の設定

1. 研修受講後のゴール設定

研修を企画する際に最も重要だと考えられるのは、受講後のゴール設定です。研修参加者が受講後にどのような行動変容やスキル（技術）を身につけて欲しいのかをあらかじめ想定しておくのです。

この手引きでは、研修後の効果や期待について、民生委員活動に直接つながる「実践」をゴールとしたものと、活動の基礎となる「理解」をゴールにしたものの2者に分けて考えます。民生委員信条で捉えるならば、前者は「生活上の相談に応じ自立の援助に努める」ことを目指したものであり、後者は「人格と識見の向上に努める」ことにつながるものです。

研修後の効果や期待

実践してほしい

理解してほしい

2. 研修形態（方法）の設定

ゴール設定が明確になればそのゴールに近づくための研修形態（方法）を考えます。

この手引きでは、①参加者相互に学び合う「対話・体験型」、②講師による一方的な知識供与による「座学・講義型」、③道民児連や全民児連でも作成しているテキストや教材を利用した「視覚教材・自主学习」の3つに分類しています。

他者とのディスカッションや対話を中心とした事例検討や演習形式による「対話・体験型」の研修は、実践と理解、いずれにもつながりやすいものと考えますが、座学や視覚教材だけでは実践につながりにくいかもしれません。一方で、実践をゴールにした場合には、視覚教材や自主学习だけで実践につながりにくいかもしれません。

研修後のゴールにあわせた研修形態（方法）を検討することは、研修の効果を高めることにもつながります。もちろん、複数の研修形態を組み合わせることでそれぞれの効果を補完することや相乗効果を与えることもありますので、研修開催時間などにあわせて組み立てましょう。

研修後の効果や期待

実践してほしい

理解してほしい

研修形態

対話・体験型

座学・講義型

視覚教材・自主学习

企画の推進（準備から実施まで）

» 1. 研修予算の管理

単位民児協（市連合、地区支部含む）には必ず研修費が予算化されているはずですが、年間の計画（予算）の中で研修に用いることができる予算には限りがありますが、その予算を活用し、無駄なく研修を行うことが大切です。

研修の開催には、謝金、旅費など講師にかかる経費のみならず、資料の印刷費や研修に必要な消耗物品の購入費、場合によっては会場費なども必要になるでしょう。

会計を担当する委員や事務局と共に、年間の研修費を確認しながら、企画している研修に用いることができる予算をあらかじめ算出しておきましょう。

» 2. 研修講師・会場の調整

講師の選定にあたっては、ステップ1から3、そして研修予算を説明し、理解をいただいたうえで協力をもらうことが大切です。

講師の選定に困難を抱える場合には、北海道民生委員児童委員連盟にお気軽にご相談ください。過去の様々な研修で協力いただいた講師を紹介したり、コーディネート（つなぎ）役として協力することができます。

もちろん身近に存在する福祉機関や教育関係機関の職員、地域活動を行う実践者やNPOなども講師として協力をいただける場合も多いでしょう。身近な方を講師に招聘する場合においても必要な経費（謝金、交通費、その他）の準備が必要になる場合が多いです。

研修の実施には会場の確保が不可欠です。ステップ3で検討した研修形態によっては、広さや設備などを踏まえた場所の選定が必要になります。

» 3. 開催周知・参加取りまとめ

ステップ1から3並びに前述した講師と会場などを開催要綱などにまとめます。

開催要綱で重要なのは、研修を開催する目的・理由です。ステップ1とステップ2の内容を踏まえて端的にまとめましょう。

開催要綱が完成したら、速やかに周知を行い、研修開始の数日前までに参加者の取りまとめを行います。参加者の人数によって演習の進行方法や会場の配置など、講師と様々な調整と検討が行われます。

もちろん研修当日の参加者についてもしっかりと把握し、記録しておきましょう。

≫ 2. 民生委員児童委員協議会（定例会）の活用

アンケート以外でも研修後に開催される直近の定例会の議題に「研修のふりかえり」を設定することで、効果を図ることができます。

この際には、全体に意見や感想を求めるのではなく、2～3人同士で研修をふりかえるディスカッションなどを行い、その内容を報告してもらうなど、互いに研修をふりかえる時間を設けると学びの相乗効果が期待できます。

≫ 3. 次の研修に向けての準備（記録）

ステップ1から5までの研修企画の全体で利用・整理した資料や研修当日の資料、ふりかえりの記録については、ファイルにつづるなどして整理しておきましょう。

これらの内容は次の研修企画（特にステップ1や2）の重要な参考資料となるでしょう。

研修企画チェックシート

ステップ	チェック項目	チェック欄
ステップ1 研修企画のはじまり		
	①前年度の研修実績の状況による整理	
	②研修の内容・ジャンルの偏りの確認	
	③第3次北海道民生委員児童委員活動指針との整合	
ステップ2 地域の実態把握と研修への参加要請		
	④活動地域における現状把握	
	⑤過去に行った同様のテーマの研修内容の確認	
	⑥委員以外の受講対象者の選定	
ステップ3 ゴールと研修形態の設定		
	⑦研修受講後のゴール設定	
	⑧研修形態（方法）の設定	
ステップ4 企画の推進（準備から実施まで）		
	⑨研修予算の確認	
	⑩研修講師・会場の選定	
	⑪開催要綱の作成・周知	
	⑫参加者の取りまとめ（講師への連絡）	
	⑬研修当日の参加者の確認・記録	
ステップ5 研修の評価（まとめ・ふりかえり）		
	⑭アンケートの作成	
	⑮直近の定例会における議題の設定	
	⑯次の研修に向けた記録の整理	

※研修の企画段階では①～⑧、研修の実施段階では⑨～⑭、研修実施後は⑮⑯の内容を確認しましょう。

参 考 資 料

- ・ 民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会答申書
- ・ 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】
- ・ 新北海道民生委員児童委員活動スタイル【第1版】

令和3年1月22日

公益財団法人
北海道民生委員児童委員連盟
会 長 佐 川 徹 様

民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会
委員長 鳥 居 一 頼

民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会答申書

本委員会に諮問がありました5つの事項につき、4回にわたる委員会において検討を重ねて参りました。貴連盟の研修事業のあり方や新規事業の必要性等について、一定の方向性と成果を見たことで提言に至りました。

しかしながら、民生委員児童委員（以下、「民生委員」）に関わる研修のあり方の検討にあたっては、その基盤ともいえる民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」）そのもののあり方が問われてくるとの結論に至り、その点については課題を残す結果となりました。

課題を踏まえながら、以下の内容をもって、本委員会としての答申いたします。

記

1. 諮問を受けた事項

- ①道民児連が実施する研修およびその体系の検証、提案に関する事項
- ②市町村民児協が実施する研修および体系の提案に関する事項
- ③単位民児協を中心とした支え合うシステムづくりに関する研修の提案に関する事項
- ④市町村民児協事務局担当者対象の研修実施に関する事項
- ⑤新北海道民生委員児童委員活動スタイルの作成に関する事項

2. 委員会委員の氏名等（敬称略）

- 委員 長 鳥居 一頼（地域福祉アドバイザー）
- 副委員 長 馬淵 一（北海道民生委員児童委員連盟理事）
- 委 員 松田 尚美（富良野市民生委員児童委員協議会会長）
- 篠原 辰二（(一社)Wellbe Design 理事長）
- 藤江 紀彦（登別市社会福祉協議会常務理事・事務局長）
- 佐藤 史教（旭川市民生委員児童委員連絡協議会事務局長）
- 菖蒲 信也（北海道民生委員児童委員連盟常務理事）

3. 本委員会において整理した民生委員を取り巻く今日的課題

(1) 研修に関すること

- 研修機会は用意されている。ただ、その研修を生かす機会には恵まれていないのではないか。個人が受けた研修の成果を、地区民児協の中で反映するのが難しい状況にあると指摘された。研修内容や問題意識、意欲など活動へのモチベーションの高まりを、いかに民児協の中で共有し生かすか否かは、組織としての運営体制のあり方に深く関わる。
- 一人が研修での学びの感動を持ち帰ってもそのことを伝えるのは難しい。研修内容を民児協として一般化し共有するためには、複数の委員の参加が必要であると考えられる。そのことにより、日常的な活動に反映することが可能となる。委員間での研修内容に関する意見交換が活発になされ、問題意識や活動意欲の共有化が図られ、コミュニケーションの活性化や連携意識も深まるのではないかと。
- 実現の手立てとして提起された研修の複数参加の効果について、事例検証が求められる。

(2) 民生委員を支える仕組みに関すること

- やる気をもって意欲的に活動している委員を支える仕組みづくりや機能強化が、課題として問われている。民生委員個々人のスキルアップに関する研修は当然重視されるが、民生委員を地域や民児協で孤立させない仕組みをどのように強化するのか、これらを同時並行で行われなければならない。
- 民生委員の中には、地域の要援護者の支援のあり方に悩みを抱えているケースが多々ある。そこをバックアップする機能が不十分であると指摘される。社協や地域包括支援センター等、専門職が関わることで、バックアップ機能を補填していかなければならない。
- 町内会との連携を図る仕組みが構築されていることは、民生委員活動の必須条件である。その整備が必要条件となる。地域環境が整備されていなければ、民生委員の認知も活動もままならない。住民支え合いマップの取り組みを中心とした班体制による活動の展開は効果的であると評価されている。新旧の委員が一堂に会し、互いに率直なコミュニケーションを取り合う仕組みがあることで、活動は保障される。
- 民生委員を支援する仕組みがあれば、委員のモチベーションと安心感が担保される。活動に対する労いの言葉一つで救われることもある。「目くばり、気くばり、心くばり」を心がけることで、支援は日常化する。
- 民児協会長（リーダー）等が、所属委員をフォローする体制ができていない事例も多い。それが運営体制として位置づけられ機能化されていくことにより、メンバーの連帯性や活動への協同性が高まると考える。今後の課題のひとつになると指摘される。
- 少人数の班編成を行い、日常的に近隣地区委員同士で活動を進めることで、コミュニケーションが促進され、意見交換もスムーズになるという事例も紹介された。経験年数や性差、職業、価値観の違いなど、さまざまな個性を持つ委員のコミュニケーションが増えることで、その班のスキルアップにつながる。また少人数であれば、定例会で発言を遠慮がちな委員も意見することができるし、質問もしやすい。このような仕組みを有効に活用することが、これからの民生委員活動には欠かせないシステムとなると考える。委員同士のコミュニケーションを活性化し協同化を促すシステムといえる。
- 活動にあたってフォローもなく放任された委員がいた事例は、蔑ろにはできない。その孤立した状況の辛さが、早期退任につながる要因であるとするならば、放置できない。民生委員を孤立させないことを念頭に、定例会などでフォローアップできる仕組みを真剣に考えていかなければならない。

- 懸命に活動する委員へのフォローアップやモチベーションの維持や活動への評価は、重要なファクターである。評価はあくまでもポジティブな内容であり自己肯定感情やモチベーションの維持や活動への意欲を高めるものでなければならない。誰が何をどのようなように評価し委員個々の資質を高めていくのか、研修の重要な課題の一つである。
- 日々の活動を民生委員の中で確実に定着化させていくためには、民生委員と共にある人たち、福祉に関わる専門職等への研修機会の必要性を問い、単位民児協を含めどこかで組み立てる必要がある。
- 令和元年度の初任者研修は、一方的に受講する形態ではなく参加者同士が顔を合わせ、意識と課題を確認し共有し合うスタイルの研修であり、今までになく実りのあるものだったと参加者から評価されている。民生委員は少なからず、断り切れずに就任する方が多い。しかし、研修を受けることでポジティブな意識変容がなされ、前向きに取り組もうという意欲が啓発された結果の評価であった。
- 「基本調査」には行政への「意見具申」に関する設問があるが、民生委員活動の負担軽減に関する提案は実に少なく、自分たちの活動をより良くしていく提言がなかなかなされていない実態があることに憂慮する。

(3) 地域や関係機関・団体との連携に関すること

- 民生委員活動の中で多くなってきているのは、専門職からの連携や連絡調整があげられる。さまざまな専門職が多職種連携の流れの中で、地域ケア会議、要保護児童対策協議会など、民生委員が関わる機会が多くなっている。専門職サイドからすると、情報をもらいたいという意図がある。民生委員の立場では、専門職からも情報を得たいのだが、一方通行の関係になってしまっている。果たしてここに連携や連絡調整という機能はあるのかという問題も浮き彫りにされる。本来の関係づくりが喫緊の課題といえる。情報収集→課題の抽出と焦点化→解決方策の協議→各機関団体での方策の提案と協働化の方策の検討→対応の見通しや合意形成と決定→各機関の実行と各機関との協働対策実施などの一連の本来の流れが、多くの場合スルーされている実態に流されているのではないかと考えられる。その位置づけすら曖昧では、会議は機能不全を起し参加する意味も薄らぐ。
- 民生委員の社会的立場や役割を地域に発信をしていくことが重要である。民生委員の存在と役割を地域住民に理解し協力を得るためにも、民生委員は大切な存在であることを肌で感じ受け入れていただくためにも、その人間的な資質に負うところが大きい。町内会をまたぐ広域で活動することが、その人なりの理解を妨げている要因である。
- 民生委員は真面目に取り組む実直な人が多く、ときに孤立しがちになってしまう場合も少なくない。担当する当事者の問題をつい抱えこんでしまったり、問題解決に関わる連携相手に恵まれない事例や、情報提供に対するフィードバックがないというような状況もある。だからこそ、連携を取るための仕組みを、行政を含め地域や単位民児協で予め作ることが必要となる。
- 事務局機能を強化するための事務局に対する研修機会とか、あるいは日常的に民生委員に関わる専門職等への研修機会をどのように設けていくのか。このことが、民生委員が研修で学んだことを生かすことにどうつながっていくのかも含めて、考えなければならない。行政が担う事務局の場合、縦関係の組織としての相関性を否定できない。前述した「意見具申」の問題もここに起因するのではないか。改善をいかに図るのか。単位民児協だけでは難しいゆえに、事務局担当者の民生員活動への理解と公僕としての公務への責任を全うしてもらうためにも、研修事業を通して意識改革を図らねばならないと痛感する。
- 都道府県や市町村行政が策定する「地域福祉計画」や、社協が策定する「地域福祉実践

計画」の中で、民生委員の位置づけを具体的に示していない実態が散見される。民生委員に何を求めるのかは、すでに「活動指針」（以下、「活動指針」）に明記されておりこれらを提起して、それぞれも計画に合致するところで委員の役割を明確にすることは容易である。単位民児協事務局が積極的に動き、行政等へ働きかけて改善を図らねばならない重要課題である。しいては、民生委員が民生委員としてのあり方を学び、それを行政や関係機関にどう伝えていくのかということも、研修の位置づけとして欠くことの出来ない必要な内容となる。「福祉でまちづくり」に参画するキーパーソンとしての民生委員の存在を示威するであり、地域住民への理解と活動への啓発を誘因するにもつながる。

- 地域共生社会の実現のため社会福祉法等が一部改正された。引きこもりなど制度のはざままで孤立した人や家庭を把握し、伴走支援できる体制をつくる「重層的支援体制整備事業」（新規事業）がスタートする。困りごとの解決を目指すだけでなく、社会とのつながりを取り戻すことで困りごとを小さくするような関わりも重視される。民生委員と関わりのある専門職は、分野を問わず「断らない相談支援」を目指すこととなり、就労や学習など多様な形で社会参加を促す「参加支援」や、交流や参加の機会を増やす「地域づくり」をセットで行うこととなる。このような地域福祉の転換期にあつて、民生委員に対する期待や要請がますます高まることが想定される。

4. 本委員会の答申内容

(1) 民生委員の研修を考えるうえで大切にしたいこと

①基本的な考え方

- ・百年を超えた民生委員制度を次代に受け継ぐため、理念の定着化と普及を目指すこと
- ・地域課題を明らかにして、「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」にそつた課題と内容であること
- ・基本的な対人スキルの習得や習熟、実務的な処理能力を高める内容であること
- ・研修内容は、民生委員としての「価値・理念」、法制度や支援機関に関する「知識」、対人援助を円滑に行うための「技術」を、3本の柱としたものであること
- ・知識重視型の内容を吟味した上で、主体的に学習参加できるプログラムであること
- ・知的な理解を促すと共に、活動へのモチベーションを高める内容と手法であること
- ・個人学習に留まらず、単位民児協の中で還流する手立てを要すること
- ・研修で得られた学びにより識見を高くし、「意見具申のはたらき」などに転化させ地域実践につなげること

②研修を受けた感動や変容した意識の共有

- ・頑張れというかけ声だけでは本音は言えない。普段からの小さな悩みや心配事を聞き合うような研修・交流の場の必要性から、単位民児協の研修体制や運営上の組織体制のあり方について、検討を要すること
- ・単位民児協は個々の研修の成果を反映する手立てを講じることと、道民児連はフォローアップに努め、資料等の提供など継続的に積み上げていくこと
- ・単位民児協は、可能な限り複数の研修参加を奨励し、そこで得た知識や感動を民児協として共有し、実践可能な事案について協議し還流する流れを作ること

- ・個々のスキルアップは、単位民児協の活動を強化するだけでなく、委員の任期を継続するためにも、重要な意識啓発であることを共通理解の上全体で共有すること

③民生委員を孤立させない民児協の運営と関係機関への働きかけ

- ・単位民児協において、個々の資質を高めるための研修や会議のあり方を検証し、決して一人ぼっちにならぬよう、その対策を明らかにすること
- ・班活動やOB・OGの協力支援など、単位民児協において可能な限りフォローアップを行い、途中リタイヤや短期リタイヤの防止に努めること
- ・活動への生きがいややりがいを持てるよう、互いに認め合い励まし合う仲間意識や所属意識を高めるよう努めること
- ・特に役員や事務局スタッフは、常に委員や組織の運営に気配りし、その支援を怠ることなく、問題が生じた場合には迅速に対応するよう日頃から人間関係を構築すること
- ・単位民児協において、専門職や関係機関との情報交換といった対応だけではなく、専門職を交えた研修や交流の企画や場の設定を共同で積極的に行うこと
- ・地域の情報を各関係機関と共有し、協働で対処できるよう日頃からつながりを太くしておくことと、活動への助言や指導を求めること
- ・行政や社協、福祉施設との関係づくりを強化し、民生委員の役割や存在感を地域にもアピールすること

④民生委員として心得なければならない人間尊重と対等性

- ・地域生活課題を抱える当事者への配慮については、研修などを通して一方的な弱者としての存在を排除し否定すること
- ・共に地域に暮らす人としての対等性が担保され、老化や病気、障がい、貧困などにより、生活困窮に陥ったがゆえに支援を受けなければならない立場になったという諸事情を勘案し、常に対等性と尊厳性をもって対応することが必然であるという態度を醸成すること
- ・その意味からも、研修はその核心を貫く「人権の尊重と擁護」を意識した内容と手法を常に組み込むことが求められること

(2) 諮問事項1「道民児連が実施する研修およびその体系の検証、提案に関する事項」

本事項については、貴連盟が実施する各種研修事業に対する提案について、別紙「道民児連研修事業に対する提案」のとおりまとめた。それをもって答申とする。

(3) 諮問事項2「市町村民児協が実施する研修および体系の提案に関する事項」

本年度、貴連盟が実施した「令和2年度民生委員児童委員協議会等基本調査」は、①単位民児協、②市連合、③地区支部それぞれを対象とし、民児協の研修および人材育成を含めた民児協の実態が明らかとなった。

これら実態から“研修に関する課題”について以下のとおり整理し、対応策として以下のとおり実施主体ごとの研修の体系を整理する。

- ・研修は高齢者をテーマにしたものが最も多く、人権（0.06）、健康（0.19）に関するテーマで研修は極めて少なく、テーマに偏りがある（カッコ内の数値は高齢者をテーマにした研修実施回数を1とした場合の比率）
- ・新任及び役員に対する研修機会は多く設定されているが、中堅・児童委員・主任児童委員を対象にした研修は、新任や役員に対する研修機会と比べ7割程度と少なく、任期を重ねる委員に対応した研修が組まれていない。
- ・事務局を対象とした研修を実施しているのは単位民児協及び市連合では37%、地区支部では14%にとどまっており、安定的な事務局運営に課題が発生する恐れがある。
- ・研修は座学を中心としたものが多く、特に町村では対話・体験型の研修の実施が少なく実践経験を伝えあう機会が少ない。
- ・民生委員自らが講師役になる機会や、委員自ら学ぶ機会が極めて少ない
- ・「活動指針」の具体的活動については、①多様な人々の人権の理解促進（33.2%）、②民児協の中長期計画づくり（32.2%）、③災害の備える民児協の内部体制づくり（47.0%）、④北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み（34.9%）の4項目の推進が課題となっている。（カッコ内の数値は単位民児協において「十分に取り組んでいる」、「わりと取り組んでいる」、「少し取り組んでいる」の合計割合）

①単位民児協が実施する研修

住民に最も身近な存在である単位民児協は、その区域で課題を抱える住民の状態について共有するとともに、民生委員の7つのはたらきに照らし合わせた支援のあり方について検討する機会（ケース検討やディスカッション）を重ね、住民個々に対する支援の方法についての実践力を高める内容を重視する。

これらの研修の場については、協議会（定例会）において通年をとおして実施するのとし、高齢者分野への偏りが無いよう考慮するとともに、民生委員相互が自らの実践を語り合うことを重視する。また、取り扱うテーマに応じた専門職や専門機関を招き、助言をいただくとともに、民生委員に対する理解促進や連携強化につなげることを提案する。

②市連合民児協が実施する研修

各単位民児協が共通して取り組むことが必要となる市域における地域生活課題や時事問題を積極的に取り上げ、民生委員の地域実践につながる具体的な協議と検討を行うことを重視する。

また、行政や社協の職員など、身近な関係者から各種の行政計画、社協計画等に定められた民生委員や民児協の役割を学ぶ機会を取り入れ、市域における民生委員の位置づけの明確化とともに民生委員および民児協の役割を理解することを重視する。

更に、「活動指針」の推進状況を評価し、取り組むべき内容（項目）を明らかにした上で、市域における民生委員活動を強化することを提案する。

③地区支部が実施する研修

地区支部を構成する単位民児協の多様な実践を取り上げるとともに、民生委員が自らの体験や取り組みについて語る機会を設け、相互の実践を交換し合うことによる波及効果やグループダイナミクスを生み出すことを重視する。

また、民生委員活動を熟知する講師等からそれら実践活動に対する肯定的な評価の提供（評価的サポート）を受ける機会を設けるなど、活動の意味付けや委員のモチベーションを支えることにより、実践活動を拡充させることを提案する。

④道民児連が実施する研修

民生委員としての理念や民児協の機能の継承・定着化と「活動指針」の推進を重視し、①道内各委員（中堅・新任など対象を捉えた）研修、②民児協（正副会長・事務局）に対する研修、③民児協を支援する機関（社協・包括・児相・教育機関など）、及び地区支部を担う事務局に対する研修を継続的に設けるとともに、これら研修の効果を高めることや、民生委員自らが主体的に学ぶための教材開発を進める。

更に、単位民児協、市連合、地区支部の活動が円滑に行えるよう、研修に有用なデータや講師リストの整備や研修企画の手引書などのツールを提供するとともに、関係機関や道民に対する民生委員活動の理解促進や普及啓発を強化することを提案する。

（４）諮問事項３「単位民児協を中心とした支え合うシステムづくりに関する研修の提案に関する事項」

平成30年度に貴連盟が策定した「活動指針」において、「委員同士が支え合える民児協の活性化」が重点として位置付けられている。

支え合える定例会の開催、全員参加と役割分担による活性化など、日常的な活動を通じた委員同士の支え合いが示唆されているが、本委員会では、日常的な活動を通じた現任訓練（OJT）の形態で、人材育成を進める方法について検討を行った。

本委員会における議論では、特に新任委員にとっては、全体的な定例会の場であるよりも、少人数制によるレクチャーの方が効果的であり、かつ、対象となる委員の心理的負担も少ないとの結論に至った。

これらのことを具体的に推進するためには、先駆的事例が必要であることから、これらの取り組みを進めている民児協を研究することとし、その足掛かりとして、市町村民児協活性化事業のテーマ設定型助成枠を設け、以下の事項に取り組むことを提案する。

①班活動の推進にかかるモデル事業の実施

全国的に班編成による民生委員活動の展開が注目されている。この取り組みは、なり手不足による欠員区域のフォローに端を発しているが、「一人で全てを担わなければならない」という心理的負担の軽減につながるほか、委員同士が支え合える環境づくりや、民児協役員等の次期のリーダー育成につながる等、さまざまな効果が期待できる。

そして、道内においても、これらの実践事例が存在する。当麻町民児協では、新任委員のフォローアップを目的とした班編成が行われている。また、富良野市民児協では住民支え合いマップの取り組みを軸とした班編成が行われ、基本的な活動は各班を中心に行われている。

いずれの事例も、少人数による活動であるため、意識や情報の共有が非常にスムーズであることに加え、新任委員へのアドバイザー効果が高い。2つの事例を参考に、班編成による活動のモデル開発に取り組むことを提案したい。

②ペア制度やメンター制度等による新任委員への支援に関するモデル事業の実施

ペア制度は、担当地区内の委員が2人1組で世帯訪問をする仕組みであり、男女の性差や認知症高齢者への対応に効果がある。また、同行訪問を通じて、対象世帯の状況把握の仕方や、さまざまな説明方法など、お互いの活動を知ることによって、支援力を高め合う効果が期待できる。

一方、メンター制度は、新任委員の悩みを直近で感じとることができる経験年数の比較的近い先輩委員（2～3期目）が、一定期間、新任委員をサポートする仕組みである。先輩委員が新任委員に共感的理解を示し、新任委員の立場では相談しやすい関係の構築がスムーズになるメリットが挙げられる。

道内においては、士別市民児協の一部地域でペア制度が導入されており、困難支援事

例の対応など、委員同士で支え合いが進められ、新任委員への支援効果も高い。道内で実施されているこれらの事例を参考に、ペア制度やメンター制度による新任委員への支援の仕組みづくりに関するモデル開発に取り組むことを提案したい。

(5) 諮問事項4「市町村民児協事務局担当者対象の研修実施に関する事項」

大多数の市町村民児協事務局は、行政職員が所管している。それが北海道の実態である。行政職員は2～3年で異動してしまうため、民生委員の活動理念、協議会の運営、事務局業務等、それらのノウハウが蓄積されにくい点が、慢性的な課題である。前例踏襲の運営から抜けきれず、地域の課題解決や活動の活性化という本来の活動を展開するにあたって、事務局機能を十分発揮しているところは決して多くはない。

昨年度新任研修の折に初めて実施した事務局スタッフアンケート調査の結果からも、特に新人事務局担当者に対する民生委員の活動理念や業務ノウハウの学習機会の提供の必要性が担当者から指摘されていたことも勘案し、研修が必要であるとの結論に至る。

本委員会としては、現在、貴連盟が実施している「地区・支部長、町村会長、事務局担当者会議」に合わせた開催や、「全道民児協会長・副会長研究協議会」において事務局担当職員向けの分散協議を設けるなど、多用な形態で、事務局職員向けの実務研修の実施を提案する。

また、研修の内容については、以下の事項が望ましいものとする。

- ①民生委員児童委員の活動理念と基本的役割や関係法令
- ②民生委員児童委員活動記録の記入方法
- ③互助共済事業等関連業務
- ④事務局運営に関する具体的な問題協議や情報交換など
- ⑤委員の活動支援に関する事例検討

(6) 諮問事項5「新北海道民生委員児童委員活動スタイルの作成に関する事項」

コロナ禍における新たな活動スタイルについては、令和2年8月19日に中間答申をしたところであるが、それ以降、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見られず、10月以降全道各地で感染が広がり、第3波の様相を呈し油断は許されない状況下が続く。

先の中間答申では、刻々と状況が変化する中であって、新活動スタイルも変容が求められ、社会情勢の変化に応じた柔軟性を担保することの重要性について言及したところであるが、現状では中間答申において提案した「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」の内容をもって足るとの判断を下し、本委員会としての最終答申とする。

ただし、社会情勢の変化に応じた柔軟性を担保することは極めて重要であり、今後も継続的に協議検討を進めていただきたい。

5. 「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会（仮称）」の設置について提案

本委員会の設置趣旨の背景には、喫緊の課題である民生委員のなり手不足が挙げられる。この課題は、①地域の適任者不足、②現任委員の在職期間の短期化の2点に整理することができる。

本委員会では、主に在職期間の短期化の課題に対して、研修を通じた人材育成およびモチベーション(動機)の向上に迫るアプローチにより、問題解決をめざした方策を見出すことをねらいとして、協議検討を進めてきた。

貴連盟の研修事業や、市町村民児協等基本調査の結果から、多角的に研修のあり方を検討してきたが、より効果的な研修の実施およびその効果を考察するうえで、民生委員活動

の起点ともなる「民生委員児童委員協議会のあり方」を、今一度見つめ直す必要があるとの結論に至った。

については、次年度以降に、本委員会の答申内容を包含し、新たに民児協運営のあり方を協議検討する委員会を設置することで、継続的な研究を進めることを提案したい。

(別紙)

道民児連研修事業に対する提案

民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会

1. 全道民児協会長・副会長研究協議会

(1) 初任会長・副会長向けの分散会の実施

民生委員の初任年齢の高年齢化に伴い、比較的委員在任歴が浅い委員が、民児協の会長・副会長に就任する事例が増えている。そこで、分散会協議の一つとして、初任会長・副会長向けに、民生委員制度や会務の運営等のレクチャーを目的とした分散会を設けることを提案したい。

(2) 研究協議会としての意見具申や提言

民生委員法第24条第2項において、民児協には行政や関係機関に対する意見具申が認められているが、全道的にこれらを行わせる事例は多くない。当事業は道内の民児協会長、副会長が一堂に会する数少ない貴重な場となっているため、協議の結果を踏まえ、道庁や道社協、児童相談所等の関係機関に対する意見具申、あるいは、民生委員児童委員自らに対する提言など、北海道としての重点的な取り組みの確認を行うことも検討いただきたい。

(3) 運営プログラムについて

従来のプログラムは、2日程で1日目13時からスタートし17時終了後懇親会、翌日9時から12時までである。内訳は報告1本(1時間)、講演2本(3時間)、分散会協議(2時間半)、全体会～分散会まとめ(1時間)が基本形である。

課題を整理する。①座学中心のプログラムで果たして主体的な研修となり得るか。②テーマ別の分散会協議が90分である。③分散会報告を全体会で行うという従来の方法は、発表者がまとめることで個々の意見が一般化し平板化することは避けられない。これらを勘案し、プログラムの検証と改善を行う必要があると考える。

改善点を提案したい。①貴連盟がその年度で、重点的に協議を必要とする必然的な共通課題と参加者が選択可能な課題の2本を組み込む。特に共通課題の一つに新規役員への特段の配慮が必要かと考える。②報告は、特色ある活動紹介や年度の重点、協議課題の設定の理由などを含む。③講演は1本とし、社会福祉的な情勢の変化を中心とした民児協活動の推進などがテーマとして挙げられる。④全体会は各分散会での意見の集約とその報告を従来してきたが、参加者の中から選出し、パネルディスカッション方式で全体会を展開する。精気のある生の声を反映することで、参加者の学習参加や今後の活動への意欲を高め、単位民児協の組織運営を強化する手立てとしたい。⑤懇親会の持ち方についても、情報交換や交流の場として活性化を望む。

2. 全道児童委員活動研究集会

(1) 主任児童委員のネットワーク形成を意図したプログラムの実施

市単一民児協や町村民児協においては、主任児童委員はその配置数が2～3名であり、地区担当委員と活動内容が異なることから、孤立してしまう問題が指摘されている。

そのような背景があることから「第3次民生委員児童委員活動指針」(以下、「活動指針」)においても、“主任児童委員同士の研究協議の場づくり”の必要性が示唆されているところであり、主任児童委員が当事者同士で支え合う仕組みが必要である。

当事業は主任児童委員の横のつながりを形作るうえでは絶好の機会であることから、ネットワーク形成を意図したプログラムの導入を検討いただきたい。

(2) 研修日程と内容及び方式についての再考

従来2日程で実施してきたが、8月のコロナ対策を行った上で旭川市において半日日程で実施された。その際3名の実践発表と2本の講演を組み込み、劇場型の聴講を強いた研修となっ

たことは否めない。従来の日程と内容および方式についても前項を受けて再考を要する。

3. 中堅民生委員児童委員教室

(1) 参加年齢要件の緩和

当事業は原則 65 歳未満の委員を参加対象として開催している。しかし、実態としては民生委員の平均年齢や、委員就任時の年齢が上がっており、全般的に 65 歳を超えてから委員に就任する傾向が強い。比較的年齢の若い委員を対象とした次世代のリーダー養成を目的とする点は十分に理解するが、民生委員の実態とマッチしていないことから、参加年齢要件については、引き上げる方向で検討をいただきたい。

(2) 主体的で意図のある参加の徹底

一部の支部や町村では、次世代のリーダー候補を参加させる意図がなく、持ち回りで参加者を選定しているケースも少なくない。このことは参加定員数の関係から、主体的で意図のある参加を阻害している可能性も否めない。

また、本研修事業は、貴連盟が実施する研修事業の中でも参加者一人あたりに投じる予算が一番高い実態がある。事業の効果性や戦略性を考慮した場合、次世代のリーダー候補という要件を徹底することが望ましい。

(3) 単位民児協内部の研修の充実化と「研修企画の手引き」

単位民児協の内部研修を担う人材育成を意図した一部プログラムの構成にも配慮し、研修の企画・運用等のスキルアップを組み込むことを提言する。

さらに、単位民児協の内部研修を推進するテキスト「研修企画の手引き」を作成し、本研修でも具体的に展開できるよう講義力の向上に努める。また、各民児協の内部研修の充実と活性化をめざし、他の研修事業等とも連動させながら「研修企画の手引き」の普及啓発に力強く取り組むよう進言する。

4. 民生委員児童委員活動推進講座

(1) テーマ設定について

当事業は、全道 6 か所での開催であるため、直近の社会福祉に関する課題をとらえ、今後の活動のあり方を全道的に考えるにあたって最適といえる。社会福祉の動向や、市町村民児協および民生委員が抱える課題等にマッチしたテーマ設定および講師の選定に努められたい。

(2) 視聴覚教材の作成

当事業は、時事的に民生委員活動に必要と考えられるテーマを設定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度参加実績は前年度比 63% 減となっている。この状況を受け、令和 2 年度は試行的に、講演内容を映像収録し、視聴覚教材（DVD）を作成した経過があるが、その効果が明らかになった際は、シリーズ化も視野に入れ、市町村民児協における視聴覚教材を活用した研修の実施に結び付けていただきたい。

併せて他の研修事業への応用も可能である。ワークショップの手法など、参加者の同意を取った上で、収録可能な講義を教材化することも考慮されたい。

5. 民生委員児童委員専門研修

(1) 開催地域の実情並びに活動指針を基軸としたプログラムの展開

当事業は現在、前半の民生委員活動に関する講義（講義 1）と、後半のテーマ別分散研修（3つのテーマ）で実施されているが、道内において前半の講義を担うことができる講師が不足している。よって、講師陣が固定化されてしまった結果、講師の多様性を望む声がある。

また、一方で、貴連盟が策定した「活動指針」においては、民生委員を取り巻く諸課題を整理したうえで、目指すべき今後の活動の展開や方向性も示唆されている。

これらのことを背景に、講義1のテーマは「活動指針」の重点項目に沿った形で開催地域（幹事支部）の意向に合わせた内容にするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。

(2) 講師陣の体制づくりについて

分散研修では、従来管内の専門機関や専門家に講師を依頼してきたことは、今後も継続しなければならない。なぜなら、身近な専門機関とのネットワークを強化する意味から、管内（地域）にとってもかけがいのない講師陣となると考える。

課題の講義を担う講師についても、各管内で評価をされている委員やOB・OGをリストアップし講師陣として組み込むことも一考である。

6. 民生委員児童委員初任者研修

○ 令和元年度の実施プログラムの定例化

民生委員在任期間の短期化の課題を念頭におき、令和元年度の当事業はモチベーションを高めることに重点をおいてプログラムに大幅変更し実施した。参加者アンケートによると、「研修に参加して良かった」という回答が97.5%、「前向きな気持ちになった」という回答が94.0%という結果が得られた。これらの結果から、令和元年度の研修プログラムを踏襲する形で今後も継続をいただきたい。

ただし、現行のプログラムの実施にあたっては、講師の力量に大きく依存していることは否めない。よって、現行のプログラム体系の継続性を担保するため、講師が変更になった場合でも一定の成果が期待できるプログラム開発も並行して取り組んでいただきたい。

7. 民生委員児童委員（民児協）活動支援

○ 役職員派遣による講義テーマのメニュー化

当事業は、貴連盟の役職員を民児協研修会に派遣し、講義等を行う取り組みであるが、貴連盟の役職員による講義内容についてはメニュー化されていない状況にある。

単位・市連合・地区支部が支援を要請しやすい環境づくりを目的として、外部講師の活用、活動指針と連動したテーマ設定の働きかけ、研修企画の支援等も含め、講義内容をメニュー化し周知することについて検討をいただきたい。

8. 地域支援調査（住民支え合いマップ）関連

道民児連では、平成21年から「住民支え合いマップ調査事業」に着手され、地域指定によるモデル事業を広げるために、推進セミナー（導入）、フォローアップセミナー（活動支援）、実践者の意見交換（振り返り）、引継ぎ研修（ステップアップ）と、一連の研修体系の整備を図りながら、全道的な展開に向け力を注いできた。

この住民支え合いマップ事業の目的が、単にマップづくりではなく、“地域のつながりづくり”であるならば、民生委員として地域の支え合い活動へ積極的に関与することは重要である反面、民生委員個々人が“地域のつながりづくり”を担うということは、相当に厳しいものと推察する。貴連盟からは、モデル指定を受諾する民児協が少なくなっている現状を勘案し、今後の展開について、横に広げる取り組みと奥に深める取り組みを並行して、分離して実施する方向性で進めたいとの考えが示されている。

そこで、横に広げる取り組みとして、「地域間の組織的な連携づくり」、奥に深める取り組みとして、「相談援助者としてのスキルアップ」に区分し、並行して展開する必要があると考える。

そのためには、まず、民生委員の存在を明示し、支え合う地域をつくるための「民生委員像」をイメージ化する必要があるのではないかと。従来から多用されている民生委員は、連絡調整役としての“つなげる人”から、支え合う地域をつくるキーパーソンである“紡ぐ人”へとバージョンアップする必要がある。

民生委員像を明確に打ち出すとともに、本事業を民生委員活動から地域づくりを発信する具体

的なアクションプランに位置付けることを提起したい。

担い手不足や高齢化が顕著だから負担軽減を訴える向きも否定できないが、地域の最前線で奮闘する多くの民生委員個々に視点を向け、厳しい時代であるからこそ地域における民生委員の存在意義を発信していくことが重要であり、貴連盟が問われている覚悟でもあると考える。

(1) 「民生委員活動から地域のつながりづくりを発信する取り組み」(横に広げる取り組み)

地域には多様な主体が活動しており、支え合う地域づくりのためには、それぞれの活動や役割を理解し合い、協同する関係を築いていく必要がある。

地域とより密接な関係づくりを進めるために、地区民児協を基本単位とし、地区民児協から地域の実情に応じた関係団体等に呼びかけ、日々の活動に必要な連携等について協議するための地域指定制度の導入を提案したい。

指定を受ける地区民児協については、事前研修として地域関係者へのアプローチの方法や連携会議の進め方、支援事例等を活用した具体的な連携事項やルールづくり等を学び、新たな住民支え合いマップ作成づくり(住民同士のつながりを見える化)の有用性を地域関係者へ伝える役割を担う。

(2) 「新たな住民支え合いマップ作成方法」の普及・啓発(奥に深める取り組み)

民児協等基本調査の結果によると、状況により住民支え合いマップに取り組むことを検討している単位民児協が全体の54.8%に上る実態が明らかになった。しかし、住民を参集し聞き取りを行う従来の手法ではハードルが高く、普及が進まない要因になっていると考えられる。そこで、貴連盟が開発した日常的な活動の延長で住民支え合いマップの作成が可能な新たな手法による普及・啓発に努め、そのことに伴う研修プログラムの開発することを提案したい。

9. 支部長セミナー

○ 参加対象の拡大

貴連盟の組織改革により、理事・評議員を減員した状況にあって、当事業は各支部長が一堂に会する貴重な場であり、全道的見地に立った議論ができることから、貴連盟にとって重要な事業であると理解している。しかしながら、各支部において、当事業の内容が共有されているとは言い難いと推察される。

このことから、一斉改選を経た支部長の職務の連続性を担保するために、参加対象を副支部長まで拡大することを提案したい。

10. 人権啓発に関する事業

(1) 当事者を中心に据えた人権意識と守秘義務の理解促進

民児協等基本調査の結果によると、“人権”をテーマとした研修を実施している各単位民児協は極めて少数である実態が明らかになった。しかし、民生委員法第15条では、委員の執務基準として、守秘義務および差別的又は優先的取り扱いを禁止する規定が存在する。この規定はいわば、地域住民や当事者を中心に据えた“人権”を守る手段と考え方を示しているものであり、

そして、社会福祉の根源には、この“人権”というキーワードが存在する。また、活動指針においても、「多様な人びとの人権の理解促進」が掲げられており、多様化する社会における人権意識醸成の重要性が示唆されている。

しかし、本件の重要性和研修実態が乖離している状況が認められるため、教材開発や研修プログラムの体系化等、具体的な取り組みの展開を検討いただきたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する差別・偏見解消に向けた研修の実施

本委員会が中間答申した内容にもとづき、貴連盟では「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」の全道的な普及に努めていただいているが、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、感染者や医療従事者に対する差別・偏見が大きな社会問題になっている。正しい知識を持ち合わせたうえで、住民の良き隣人として、地域づくりの担い手として、これからの民生委員のあり方を改めて全道の民生委員と共に考えていくことをテーマとした研修の実施について検討いただきたい。

11. 二期目現任研修と会長・副会長フォローアップ研修【新規事業提案】

(1) 二期目現任研修の必要性

令和元年度の一斉改選では、256名の委員が1期目で退任している。この人数は前回一斉改選により新たに就任した委員の約13%にあたり、少なくとも新任委員の10人に1人は再任していない結果を示している。この中には当然、年齢要件による退任者も含まれているが、委員の在職期間が短期化する傾向の中にあって、新任委員の再任比率を高めることが当面の課題である。

仮に1期目で退任する理由が、意欲やモチベーションに起因するのであれば、そのことにアプローチする研修プログラムを適切なタイミングで実施することで、状況の緩和が期待できる。令和元年度初任者研修では、モチベーションを高めることを目的としたプログラムにより展開した結果、約94%の参加者が「前向きな気持ちになった」と回答している。これらの結果を背景に、これから2期目を迎える委員を対象に、モチベーションの向上をねらいとした研修事業の実施を提案したい。

(2) 会長・副会長フォローアップ研修の必要性

上記の二期目現任研修と合同開催という形態で、参加委員が所属する民児協の会長、副会長を対象としたフォローアップ研修の開催も合わせて提案したい。二期目現任研修の様子を見学し、その後、別立てプログラムとして、会長、副会長を対象としたふりかえりを実施する。このねらいは、現任研修に参加した委員が民児協に戻った際に、他の委員も含め、そのフォローアップのあり方を整理することにある。

(3) モデル事業としての実施とタイミング

本提案に関しては、将来的には道内6ブロック程で開催することが望ましいが、予算措置の問題もあるため、差し当たってはモデル事業として実施することを提案したい。事業定例化のための研究と位置づけ、市支部、地区支部（町村対象）の2か所で実施すると、市と町村の差異が明らかになる。

また、本提案に関して最も重要なのは実施のタイミングである。本事業の大きなねらいは、1期目で退任する委員の減少にある。退任の意向調整後の実施では意味がなく、早すぎても事業効果が薄れてしまう可能性が高い。早い市町村では、一斉改選の前年11月には再任に関する意向調査を実施するところもある。これらの状況を勘案し、本委員会としては、一斉改選の前年度の概ね11月頃（直近では令和3年11月）の開催を提案したい。このタイミングであれば、留任に関する意向調査が始まった段階であるため、その時点で退任の意向があっても、留任に転じるケースも期待できる。

12. 災害をテーマにした研修の定例化【新規事業提案】

(1) 災害をテーマにした研修定例化の必要性

平成30年北海道胆振東部地震の発生から2年が経過した。貴連盟では、「道民児連災害対応ガイドライン」の策定や、「災害に備える民生委員児童委員活動ハンドブック【北海道版】」（以下、（ハンドブック）の普及・啓発等、災害に関連する取り組みおよび研修を精力的に実施している。しかしながら、民生委員を対象とした研修を企画する場合、3年間で3分の1の委員が交替する前提で、普及・啓発を図らなければならない。また、大規模災害発生時は、

防災に関する意識が非常に高まるが、時間の経過とともにその意識は薄れてしまうことも否めない。

それらの背景があることから、「災害に備える活動」を一般化させることが根本命題となるため、以下の2つの取り組みの実施について検討いただきたい。

①民生委員児童委員専門研修での選択テーマ化

貴連盟が作成したハンドブックは、研修教材として最適であるも、その普及・啓発にあたっては、実質的に単位民児協の意向に任せている状況にある。道内14振興局管内で実施される民生委員児童委員専門研修の開催にあたり、「災害に備える民生委員児童委員活動」を選択講義のテーマとして設定することで、委員の学習機会を担保していただきたい。

②災害をテーマにした大規模研修事業の開催

概ね3年に一度、全道規模の「災害」をテーマにした研修事業実施の検討をいただきたい。全国各地で自然災害が相次ぐなか、被災者を支援するための財政的な仕組みや、専門職による支援の仕組み（災害派遣福祉チーム）、全国社会福祉協議会が提言する災害福祉支援センターの構想（災害時福祉支援活動に関する検討委員会提言書）など、徐々に変化の兆しを見せている。このことに合わせ、災害に備える民生委員児童委員活動のあり方も、見直す必要性も生じるため、それらを総合的に普及・啓発する研修事業の実施が求められる。貴連盟が作成するハンドブックは一斉改選毎に改訂されることを考慮した場合、事業開催のタイミングとしては、一斉改選年の翌年度の実施が望ましい。

【参考資料】令和2年度民生委員児童委員協議会等基本調査結果概要(研修関連項目)

北海道民生委員児童委員連盟が令和2年6月に実施した調査において、本委員会が提案した事項に関する調査結果は以下のとおり。

1.「民生委員の研修を考えるうえで大切にしたいこと－①基本的な考え方」関連調査結果

ア. 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の実施状況

重点項目	具体的活動	取組んで 十分に いる	取組んで わりと いる	取組んで 少し いる	取組んで あまり いない	取組んで ほとんど いない	取組んで 全く いない
困難を抱えるすべての人を支援する活動	①子育てを応援する活動	5.5	27.8	33.1	21.3	11.0	1.3
	②障がい者を支援する活動	2.6	17.3	37.5	28.3	11.5	2.6
	③要介護高齢者を支援する活動	8.3	37.8	33.6	12.0	7.6	0.8
	④ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	1.8	20.5	28.3	28.9	18.6	1.8
	⑤多様な人びとの人権の理解促進	1.1	11.3	20.8	36.4	23.7	6.6
地域のつながりをつくり高める活動	⑥孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	3.4	28.7	33.4	21.3	11.3	1.8
	⑦自治会・町内会との積極的な連携	20.0	43.4	24.7	9.6	1.6	0.8
	⑧社会福祉協議会との一層の連携・協働	24.9	47.1	20.9	6.3	0.5	0.3
	⑨社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	8.7	28.2	36.1	19.7	5.8	1.6
委員同士が支え合える民児協の活性化	⑩地域に根差すさまざまな組織・団体との連携	6.6	28.8	34.8	19.0	9.5	1.3
	⑪民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	18.1	38.3	27.3	11.5	3.4	1.3
	⑫民児協の中長期計画づくり	2.1	7.9	22.2	32.3	19.0	16.1
	⑬地域住民への積極的なPR活動の展開	5.0	24.4	33.9	24.7	8.1	3.9
	⑭共同募金への協力と民児協活動での活用	19.1	36.4	27.0	9.2	4.5	3.9
	⑮民生委員児童委員候補者の発掘	6.0	21.4	36.7	21.6	9.1	5.2
福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動	⑯児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	16.0	30.7	31.2	13.6	5.0	3.4
	⑰災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり	12.0	25.0	27.1	24.5	7.3	4.2
	⑱災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組促進	3.7	18.6	36.0	28.3	9.2	4.2
	⑲災害に備える民児協の内部体制づくり	1.6	10.2	35.2	36.8	11.2	5.0
	⑳北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み	2.9	11.0	21.0	37.0	16.3	11.8

※網掛けは取組んでいるか否かに分けた場合の割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

イ. 民生委員の7つのはたらきの取組状況

	取組十分に 取組んでいる	取組わりと 取組んでいる	取組少し 取組んでいる	取組あまり 取組んでいない	取組ほとんど 取組んでいない	取組全く 取組んでいない
①社会調査のはたらき	19.2	48.8	18.2	9.0	3.8	1.0
②相談のはたらき	27.8	55.4	13.5	2.6	0.8	0
③情報提供のはたらき	12.8	46.2	30.0	7.9	2.8	0.3
④連絡通報のはたらき	28.2	50.5	16.9	3.3	1.0	0
⑤調整のはたらき	17.5	47.8	27.0	5.7	1.5	0.5
⑥生活支援のはたらき	8.2	30.8	34.4	19.0	6.2	1.3
⑦意見具申のはたらき				ある		ない
ア. 住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供				56.3		25.9
イ. 支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等				54.0		28.1
ウ. 住民に対するサービスや制度等の周知に関する働きかけ				38.4		43.7
エ. 社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ				43.0		39.2
オ. 行政による活動支援に関する働きかけ				34.9		47.2
カ. 福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ				12.3		69.8
キ. 子どもを取り巻く環境（社会、保育、教育、家庭）の整備に関する働きかけ				26.4		55.8
ク. 委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等				22.6		59.5
ケ. 民生委員活動の負担軽減に関する提案等				19.6		62.6
コ. その他				2.5		79.6

※網掛けは取組んでいるか否かに分けた場合の割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

2. 「民生委員の研修を考えるうえで大切にしたいことー②研修を受けた感動や変容した意識の共有」関連調査結果

ア. 民児協における研修の形態

	している	していない
①座学・講義型の研修（講師からの一方的な伝達を受けるもの）	61.6	30.9
②対話・体験型の研修（委員が相互に意見を交わし合えるもの）	48.7	43.7
③自ら学ぶ研修（活動に関する資料の提供により自己学習の促進）	22.9	69.6
④委員が講師役になる研修（OJT）	20.9	71.6

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

3. 「民生委員の研修を考えるうえで大切にしたいことー③民生委員を孤立させない民児協の運営と関係機関への働きかけ」関連調査結果

ア. 退任委員が現任委員を支援する取組

	ある	ない
①退任委員が現任の委員や貴民児協を支援する取組み（住民への見守りや訪問の同行、民児協の事務的支援など）	29.8	70.2
②退任委員がOB会やボランティア団体を結成するなど、地域貢献をするための組織的な取組み	13.9	86.1

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

イ. 関係機関との連携状況

	強い連携	一定の連携	弱い連携	連携なし	わからない
①北海道（振興局・福祉事務所を含める）	1.6	28.8	20.5	36.0	13.1
②北海道社協（地区事務所を含める）	10.6	33.2	19.3	24.0	12.9
③市町村福祉担当課	60.0	33.8	4.7	0.5	1.0
④地域包括支援センター	52.5	44.2	2.6	0.3	0.3
⑤保健所・保健センター	8.8	32.3	23.5	29.3	6.1
⑥障がい者相談支援センター	3.7	23.3	30.7	33.9	8.5
⑦地域子育て支援センター	10.2	36.3	27.9	21.7	3.7
⑧児童相談所	2.4	24.0	33.5	32.5	7.7
⑨保育所／幼稚園	4.5	36.0	32.5	21.8	5.2
⑩小・中学校	16.1	58.6	19.0	4.4	1.8
⑪警察署	6.6	44.5	31.1	14.5	3.4
⑫消防署	3.7	34.8	35.4	22.4	3.7
⑬市町村社協（支所を含む）	52.6	40.4	5.5	0.8	0.8
⑭市町村共同募金委員会	25.5	52.0	13.6	6.3	2.6
⑮自治会・町内会（連合会組織を含む）	35.2	51.3	9.1	2.9	1.6

※太字は各項目の最大値(%)を示す。

ウ. 関係機関に対する民生委員の理解促進の取組

対象者	している	していない
①行政の職員（福祉、防災、母子保健などを問わない）	60.1	39.9
②地域包括支援センターの職員	71.3	28.7
③社会福祉協議会の職員	64.2	35.8
④学校教育関係の職員（教育委員会及び教職員）	51.4	48.6
⑤市町村長または議員	20.5	79.5

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

4. 「民生委員の研修を考えると大切にしたいこと－④民生委員として心得なければならない人間尊重と対等性」関連調査結果

ア. 民児協における研修の開催状況と人権に関する研修の状況

研修の内容	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
①高齢者関連	28.4	37.4	12.1	4.0	1.8	3.5
②障がい者関連	45.7	27.1	3.3	0.8	0.5	0.3
③子ども・妊産婦関連	48.7	20.4	4.0	1.5	0.3	1.8
④生活困窮者関連	44.7	27.9	4.0	0	0.8	0
⑤学校・教育関連	45.5	21.4	4.8	2.3	1.3	0.8
⑥防犯関連	51.3	19.1	2.8	0.3	0.5	0.6
⑦防災関連	46.2	27.4	2.8	0.5	0.3	0.3
⑧健康関連	54.3	13.8	1.0	0.8	0.3	0
⑨委員活動の活性化・強化	35.7	27.4	10.1	3.0	0.8	5.5
⑩人権	64.6	3.8	0.3	0	0.3	0.0

※網掛けは人権をテーマにした研修の開催状況を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

5. 「(4)諮問事項3「単位民児協を中心とした支え合うシステムづくりに関する研修の提案に関する事項」関連調査結果

ア. 民児協における人材育成の効果が期待できる仕組み

①同様の取組がある	6.1
②今はないが、検討中	15.3
③ない（未検討）	78.7

※数値は割合%を示す。

6. 「(5)諮問事項4「市町村民児協事務局担当者対象の研修実施に関する事項」関連調査結果

ア. 民児協における事務局向け研修の状況

実施回数	0回	1回	2回	3回	4回以上	無回答
割合	55.8	12.3	2.0	0.3	0.3	29.4

※太字は項目の最大値(%)を示す。

7. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－1. 全道民児協会長・副会長研究協議会」関連調査結果

ア. 新任正副会長の委員在職期間

実施回数	1～2期	3～4期	5～6期	7～8期	9～10期	11期以上
割合	6.2	27.5	30.4	17.7	12.2	6.0

※太字は項目の最大値(%)を示す。

イ. 民生委員の意見具申の取組状況（再掲）

	ある	ない
ア. 住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供	56.3	25.9
イ. 支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等	54.0	28.1
ウ. 住民に対するサービスや制度等の周知に関する働きかけ	38.4	43.7
エ. 社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ	43.0	39.2
オ. 行政による活動支援に関する働きかけ	34.9	47.2
カ. 福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ	12.3	69.8
キ. 子どもを取り巻く環境（社会、保育、教育、家庭）の整備に関する働きかけ	26.4	55.8
ク. 委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等	22.6	59.5
ケ. 民生委員活動の負担軽減に関する提案等	19.6	62.6
コ. その他	2.5	79.6

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

8. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－2. 全道児童委員活動研究集会」関連調査結果

ア. 民児協における児童委員向け研修の状況

実施回数	0回	1回	2回	3回	4回以上	無回答
割合	29.4	35.4	6.5	6.3	6.5	15.8

※太字は項目の最大値(%)を示す。

9. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－3. 中堅民生委員児童委員教室」関連調査結果

ア. 民生委員の在職期間別人数

	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目以上
①民生委員児童委員数 (割合%)	2,024 (24.1)	1,804 (21.4)	1,426 (17.0)	1,062 (12.6)	2,095 (24.9)
②主任児童委員数 (割合%)	207 (25.1)	184 (22.3)	142 (17.2)	116 (14.1)	175 (21.2)

※太字は項目の最大値を示す。

イ. 民生委員の年齢階層別人数

	39 歳以下	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74 歳	75 歳以上
①民生委員児童委員数 (割合%)	26 (0.3)	235 (2.8)	879 (10.5)	1,248 (14.8)	2,598 (30.9)	2,645 (31.4)	780 (9.3)
②主任児童委員数 (割合%)	16 (1.9)	156 (18.9)	316 (38.3)	200 (24.3)	103 (12.5)	27 (3.3)	6 (0.7)

※太字は項目の最大値を示す。

10. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－4. 民生委員児童委員活動推進講座」関連調査結果

ア. 民児協における研修の形態（再掲）

	している	していない
①座学・講義型の研修（講師からの一方的な伝達を受けるもの）	61.6	30.9
②対話・体験型の研修（委員が相互に意見を交わし合えるもの）	48.7	43.7
③自ら学ぶ研修（活動に関する資料の提供により自己学習の促進）	22.9	69.6
④委員が講師役になる研修（OJT）	20.9	71.6

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

11. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－5. 民生委員児童委員専門研修」関連調査結果

ア. 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の重点項目別実施状況

重点項目	取組十分に している	取組わりと している	取組少し している	取組あまり でない	取組ほとんど でない	取組全く でない
①困難を抱えるすべての人を支援する活動	3.7	22.0	29.4	24.3	13.9	2.5
②地域のつながりをつくり高める活動	12.2	33.8	28.7	14.5	5.5	1.1
③委員同士が支え合える民児協の活性化	9.6	24.6	28.2	19.0	8.4	5.8
④福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動	6.9	18.3	28.9	26.9	9.4	5.5

※数値は各重点項目を構成する5つの活動の取組状況を合計した結果を割合に変換したもの。

※網掛けは取組んでいるか否かに分けた場合の割合の多い側を、太字は各項目の最大値を示す。

12. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－8. 地域支援調査(住民支え合いマップ)」関連調査結果

ア. 民児協における住民支え合いマップの取組状況

①取組んでいる	14.6
②今は取組んでいないが、検討している	18.6
③取組んでいない(状況により取組む)	54.8
④今後も取組む予定はない	7.5

※数値は割合%を示す。

13. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－10. 人権啓発に関する事業」関連調査結果

ア. 定例会議における秘密保持の確認状況

	する	しない	無回答
定例会における秘密保持についての確認	34.2	38.9	26.9

※網掛けは割合の多い側を、太字は各項目の最大値(%)を示す。

イ. 民児協における人権をテーマにした研修の状況(再掲)

研修の内容	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
⑩人権	64.6	3.8	0.3	0	0.3	0.0

※太字は項目の最大値(%)を示す。

14. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－11. 二期目現認研修と会長・副会長フォローアップ研修」関連調査結果

ア. 民生委員の在職期間別人数(再掲)

	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上
①民生委員児童委員数 (割合%)	2,024 (24.1)	1,804 (21.4)	1,426 (17.0)	1,062 (12.6)	2,095 (24.9)
②主任児童委員数 (割合%)	207 (25.1)	184 (22.3)	142 (17.2)	116 (14.1)	175 (21.2)

※網掛けは、二期目の状況(人数及び割合%)を示す。

イ. 正副会長の役員在職期間

実施回数	1～3年	4～6年	7～9年	10～12年	13～15年	16年以上
①会長 (割合%)	110 (28.7)	99 (25.8)	57 (14.9)	36 (9.4)	30 (7.8)	51 (13.3)
②副会長 (割合%)	290 (46.3)	151 (24.1)	84 (13.4)	43 (6.9)	27 (4.3)	32 (5.1)

※太字は項目の最大値(%)を示す。

15. 「(別紙)道民児連研修事業に対する提案－12.災害をテーマにした研修の定例化」関連調査結果

ア. 民児協における災害をテーマにした研修の状況（再掲）

研修の内容	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
⑦防災関連	46.2	27.4	2.8	0.5	0.3	0.3

※太字は項目の最大値(%)を示す。

イ. 災害に備える民児協活動の取組状況

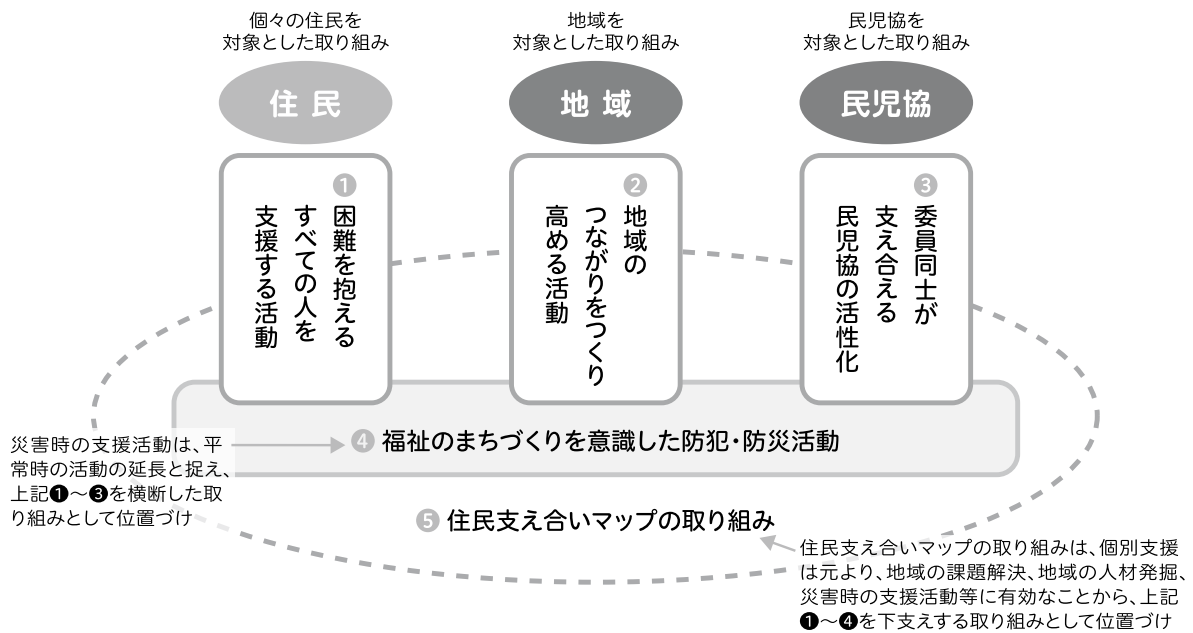
取組内容	取組割合%
①委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進	56.3
②担当地区のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認	42.0
③災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備	42.0
④発災時における要援護者等への情報提供方法の確認	25.9
⑤自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議	23.6
⑥行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ	18.8
⑦社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ	8.8
⑧災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ	34.2
⑨災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ	9.8
⑩災害に関する研修会の実施または参加	34.2
⑪道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用	62.3

※網掛けは半数以上の民児協が取組んでいる内容を示す。

第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

～民生委員制度創設101年目の新たな一歩～

北海道民生委員児童委員連盟では、民生委員制度100周年の節目に第3次北海道民生委員児童委員活動指針を策定しました。この活動指針は、本連盟が全道の民生委員児童委員および民児協に対して、民生委員児童委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから取り組むべき、継続していくべき活動の方向性を示したものです。活動指針の内容のすべてに取り組むことは難しいと思いますので、あくまでもできる範囲で取り組んでいただくこととしています。



活動指針の重点

重点1

困難を抱えるすべての人を支援する活動

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援します。

重点2

地域のつながりをつくり高める活動

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる課題解決を促進します。

重点3

委員同士が支え合える民児協の活性化

民生委員児童委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることで、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進します。

重点4

福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を展開します。

共通事項

住民支え合いマップの取り組み

民生委員活動を効率的効果的に進める手法としての「住民支え合いマップ」に取り組むことにより、気になる人の発見、地域課題の明確化、世話焼きさんの発掘など、地域の福祉力の向上を図ります。

重点 1

困難を抱えるすべての人を支援する活動

誰もが住み慣れた地域で心豊かな生活を送りたいと願います。しかしながら、地域にはさまざまな課題を抱えながら、助けを求めることができない人も少なくありません。民生委員児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。住民の立場に立って、その人の暮らしを見つめ共に悩み、共に考える存在でもあります。

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援しましょう。

(1) 子育てを応援する活動

【取り組み例】①学校・地域とのネットワークづくり ②「子育てサロン」などの居場所づくり
③関係機関との連携 ④見逃さない活動

(2) 障がい者を支援する活動

【取り組み例】①地域住民とともに生活環境改善 ②関係機関との連携、③制度理解と利用促進

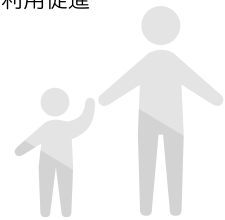
(3) 要介護高齢者を支援する活動

【取り組み例】①孤立死を防ぐ「見守りネットワーク」の支援 ②関係機関との連携
③認知症高齢者への支援 ④実態把握と相談支援

(4) ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動

【取り組み例】①実態調査の実施 ②自治会・町内会や趣味グループ等との情報交換
③訪問を拒否する要援護者等への対応の検討 ④住民支え合いマップの活用による把握

(5) 多様な人びとの人権の理解促進



重点 2

地域のつながりをつくり高める活動

地域の人間関係の希薄が指摘されている今日において、誰もが孤立せず、地域のなかで自分らしい生活を送ることができるようにするためには、地域の問題を自分事として捉え、人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域をつくり上げていくことが大切です。

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進しましょう。

(1) 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動

【取り組み例】①地域の見守りネットワークの立ち上げ ②地域包括支援センター等相談機関や事業者との連携 ③ご近所福祉推進会議の開催と住民支え合いマップの活用

(2) 自治会・町内会との積極的な連携

【取り組み例】①自治会・町内会に「福祉部」設置を働きかけ ②「住民懇談会」の開催

(3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

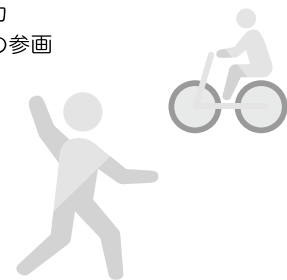
【取り組み例】①生活福祉資金貸付制度への協力 ②社協事業への積極的な協力
③社協ボランティアセンターとの連携 ④地域福祉実践計画への参画

(4) 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携

【取り組み例】①社会福祉施設との連携による住民の生活課題の解決
②社会福祉法人による地域貢献活動の提案

(5) 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携

【取り組み例】①関係組織・団体との協働による取り組み



重点 3

委員同士が支え合える民児協の活性化

制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低さ等、その活動はさまざまな今日的課題に直面しています。

こうした課題を解決するためにも、民生委員児童委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることは重要ですので、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進しましょう。

(1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

【取り組み例】①支え合える定例会 ②全員参加と役割分担による活性化 ③新任委員を支える取り組み
④自主研修の定着化 ⑤個別支援、相談支援体制の整備 ⑥児童委員協議会の積極的な開催
⑦地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

(2) 民児協の中長期活動計画づくり

【計画づくりの流れ】地域の実態把握 → 課題の明確化 → 計画の策定 → 計画の実践 → 実践の評価・検証

(3) 地域住民への積極的なPR活動の展開

【取り組み例】①広報紙によるPR ②民生委員・児童委員の日 活動強化週間でのPR ③資材の活用

(4) 共同募金への協力と民児協活動での活用

【取り組み例】①共同募金運動への協力と提案 ②共同募金助成金の活用

(5) 民生委員児童委員候補者の発掘

【取り組み例】①推薦準備会の組織化

(6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

【取り組み例】①児童委員協議会の定例化 ②主任児童委員活動報告の定例化
③主任児童委員同士の研究協議の場づくり



重点 4

福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

それぞれの地域において災害時要援護者支援の具体的な取り組みを進めていく際には、単位民児協を基本に、所属する民生委員児童委員全体の認識を共通化し、また行政や関係機関・団体との連携が大切です。

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を進めましょう。

(1) 要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり

【取り組み例】①「要援護者台帳」、「災害福祉マップ」の整備 ②「要援護者台帳」の保管、活用方法の検討
③避難所や安全な避難ルートの事前確認 ④関係機関・団体との日常的なネットワークづくり

(2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進

【取り組み例】①要援護者への情報提供 ②要援護者も参加する避難訓練、防災訓練の実施
③災害時における民生委員が担う役割を住民に周知

(3) 発災に備える民児協の内部体制づくり

【取り組み例】①発災時における初動の申し合わせ

(4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

【取り組み例】①高齢者世帯訪問による防犯・交通安全アドバイスや情報発信の実施
②警察官の立ち合いによる安否確認、③犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供





気になる人(要援護者等)の発見や住民の支え合いの実態把握、地域の課題を明らかにする手法として、「住民支え合いマップ」の取り組みは非常に有効です。この取り組みは、道民児連が平成21年度から重点推進事業として取り組みを進めてきました。民生委員活動の負担軽減や新任委員への引継ぎ、委員同士のコミュニケーションの増加、自治会・町内会との連携強化等、さまざまな効果が期待できますので、取り組みを進めてみましょう。

1 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進

住民支え合いマップの特徴として、地域住民の個別の困りごとや、その支え合いの実態が見えてくるメリットが挙げられます。要援護者の中には、困りごとがあってもなかなか表に出せない方もいます。また、地域には安否確認やおすそ分け等、民生委員児童委員が把握していない支え合いも存在します。そのような住民の困りごとと地域住民を結び付け、住民が主体となった支え合いの地域づくりに取り組みましょう。

2 地域課題の明確化と住民による解決の支援

住民支え合いマップを作成すると、買い物に不便している、食事の支度ができていない高齢者など、地域における共通の課題が見えてきます。その課題に対して、関係機関がどのような対応をしているのか、住みづらさの問題や、豊かに生きられる場所なのかといった地域の状況も調べるようになります。しかしながら、明らかになった課題の解決に向けた取り組みを民生委員児童委員一人で進めることが非常に困難です。

民生委員児童委員は、支え合いマップ作成の過程で明らかになった地域課題を、地域住民と共有し住民による課題解決の後方支援に回ります。

3 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

住民支え合いマップの取り組みを進めると、必ずと言って良いほど“世話焼きさん”の存在が見えてきます。自ら主体的に困りごとを抱える要援護者等のお世話を焼いてくれるという意味では、とても貴重な社会資源です。一方で、近年、民生委員児童委員のなり手不足という大きな課題を抱えています。各市町村において、民生委員児童委員の推薦形態は異なりますが、約23%の委員が後任候補を探して選任する実態があります。

これらのことから、地域の世話焼きさんは次代の民生委員候補者になりうる方々ですので、日常的な連携を深め、自身の退任後に民生委員児童委員をお願いする雰囲気づくりに努めましょう。

民生委員児童委員に期待されているもの（全民児連100周年活動強化方策より）

全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」のなかでは、これからの民生委員児童委員に期待されるものを以下のとおり整理しています。

- (1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- (2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- (3) 児童委員であることを意識した活動
- (4) 多様な関係者をつなぐ「結節点(ハブ)」となること
- (5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
- (6) 地域づくりの担い手となること

この活動指針の詳細は、
本連盟ホームページにアップロードしています。

<http://www.dominjiren.or.jp/>

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 4階
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

北海道民生委員児童委員活動スタイル【第1版】

～コロナ禍に向き合う活動のこれから～

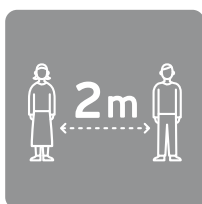
○「北海道民生委員児童委員活動スタイル」について

新型コロナウイルスの感染拡大により、人びとの生活様式や社会・経済活動のあり方が大きく変わろうとしています。北海道においては、新しいライフスタイルやビジネススタイルとして、「北海道スタイル」が示されました。このことと同様に、民生委員児童委員活動においても、コロナ禍と向き合う新しい活動スタイルへの転換を求められています。この活動スタイルは、道民児連が実施した実態調査ならびに関係者からのご意見をいただき作成したものです。ただ、これからの活動の考え方をお示しするものであって、決して強制するものではありません。加えて、社会情勢が変われば、当然活動スタイルも変わる事となります。これらの点を踏まえたうえでご参考ください。

これからの活動の7か条

1. 自分自身と家族の安全を最優先に考えましょう
2. 活動や協力は無理のない範囲で行いましょう
3. 「北海道スタイル」を意識した活動を心がけましょう
4. 新型コロナウイルスに関する正しい情報と知識を身につけましょう
5. こんなときだからこそ工夫して協議会(定例会)を開催しましょう
6. これまでの活動を一つひとつ見直しましょう
7. “人権に対する配慮”を留意しましょう

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、
きよりとって



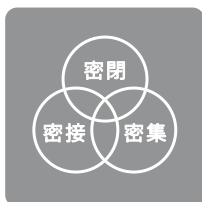
手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さけよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



北海道スタイル

「北海道スタイル」はじめよう。

協議会(定例会)や研修会開催の留意点

(1) 個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

委員個々人が新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につけ、個人レベルでの感染症予防を徹底することが求められます。また、これらについては、民児協内で共通理解を図り、風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず欠席しましょう。

(2) “3密”を避ける会場の選定・設定と留意事項

委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保し、会場内の換気には十分注意しましょう。また、会場内での飲食も控えるようにしましょう。大きな声を出さなくて済むようマイクを使用し、マイク等の機材は使用都度消毒しましょう。

(3) 定例会の時間短縮にともなう情報共有を補完する仕組みづくり

定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても理解できるように丁寧に作成することを心がけましょう。また、会議時間の短縮を図るために効率的な進行に努め、簡易な共有すべき情報は、SNS等を活用した情報共有の仕組みづくりを検討しましょう。

訪問や相談支援活動の留意点

(1) 事前に訪問対象者に連絡し体調を確認

訪問する前に、電話などで訪問対象者の体調を確認し、風邪症状などがある場合は訪問を控えましょう。訪問対象者の症状が重い場合や心配な場合は、すぐに救急もしくは専門機関(地域包括支援センターや役所・役場等)に連絡しましょう。

(2) 可能な限り玄関先で対応

訪問対象者によっては、家に上がることを勧めてくる方もいますが、可能な限り玄関先で面談しましょう。このことは予め民児協の約束事として申し合わせておき、お断りする際は「民生委員児童委員の共通ルール」であることを説明し、事情をご理解いただくとよいでしょう。

(3) 訪問対象者にも感染症予防を依頼

これからの社会のマナーとして、手指消毒やマスクの着用、換気の実施など、訪問対象者にも感染症予防対策をお願いしましょう。

(4) 面談は15分以内で!

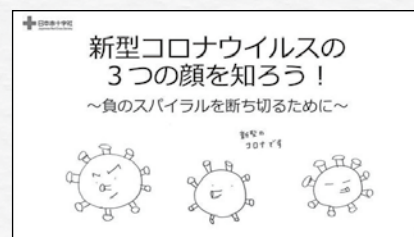
国が示す濃厚接触の定義の中に、「対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合」というものがあります。訪問時の面談は原則15分以内に行いましょう。

(5) 訪問先1軒ごとに手指消毒

1日に数軒訪問する場合は、1軒ごとに手指消毒を行いましょう。ポータブルの手指消毒薬があると非常に便利です。

“人権に対する配慮”を学ぶ!

感染者並びに医療従事者およびその家族に対する不当な差別が問題となっています。人権を守る意味でも、この感染症に関する正しい知識と情報入手することはもとより、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する“福祉教育”の取り組みも必要となってくるでしょう。この取り組みにあたっては、日本赤十字社が作成した啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～」が非常に参考になります。この啓発資料は、新型コロナウイルスは、“病気”、“不安”、“差別”の感染を広げ、それぞれが連動していることから、正しい知識と考え方を身につける必要性を、分かりやすく解説しています。ぜひご活用ください。



日本赤十字社
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」
～負のスパイラルを断ち切るために～
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

活動の見直しの考え方

状況に応じたこれからの民生委員児童委員活動を考えるにあたって、以下の2つの視点に照らし、これからの活動の工夫を考えてみましょう。

(1) 活動の見直しや整理の視点

①その活動は民生委員児童委員が主体となることが望ましい活動であるか？

②その活動は人との接触が多いのか、少ないのか？

(2) これからの活動を整理する

①現状で取り組みやすい活動

人との接触が少ない、民生委員児童委員が主体となって実施することが望ましい活動

②実施にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触は多いが、民生委員児童委員が主体となって実施することが望ましい活動

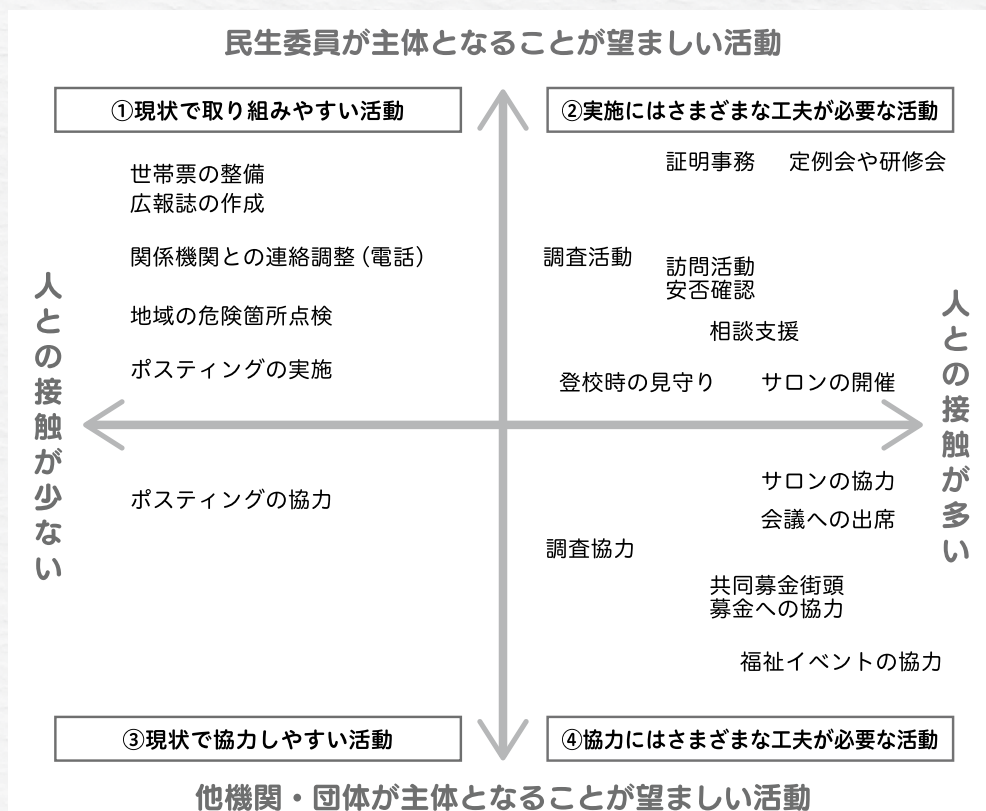
③現状で協力しやすい活動

人との接触が少ない、他機関・団体に協力する活動

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触が多い、他機関・団体に協力する活動

まず、下図を参考に民児協の活動を①～④に分類してみましょう。①と③は現状でも十分実施することが可能な活動といえます。一方、②と④は、活動にあたってのリスク管理ができるか否かの検討が必要となる活動です。新北海道スタイルを踏まえ、実現可能な手立てを検討しましょう。検討の結果、十分なリスク管理が困難と判断した場合は、中止することも視野に入れましょう。



◆作成にあたって参考にした資料

- ・「新北海道スタイル」北海道
- ・「コロナとうまく付き合うための地域福祉活動のて・び・き」社会福祉法人阪南市社会福祉協議会
- ・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」日本赤十字社

道民児連会長メッセージ

こんなときだからこそ、寄り添う存在でありたい

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
会長 佐川 徹



我々の先達は、一時は存続も危ぶまれた民生委員制度を、戦前戦後の混乱期を乗り越えしっかりと後世に残してくれました。この民生委員制度によって、民生委員児童委員は、多くの地域住民の心配ごとや困りごとと向き合い、現在もなおそれは続いています。

そして、今コロナ禍という誰もが経験したことのない状況に直面しています。人々が抱える困りごとは深刻化し、新たな問題も次々に発生しています。人と人との接触を避ける風潮にあって、民生委員児童委員によって培われてきた地域のつながりが希薄になってしまうことが強く懸念されています。

これからもさまざまな困難が待ち受けていることでしょうか。だからこそ、我々が、“地域住民に寄り添う存在”であり続けるために、知恵と勇気をふり絞り、改めて地域と向き合うときではないでしょうか。この「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」をご参考いただき、「明るく 楽しく 元気よく」、共に歩みを進めてまいりましょう。

北海道知事メッセージ

「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」の発行に寄せて

北海道知事 鈴木 直道



地域の中で熱意と使命感をもって、住民に寄り添った相談・支援などに取り組まれている全道の約一万三千人の民生委員児童委員の皆様のご尽力に、心より感謝と御礼を申し上げます。

一般の新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での訪問活動や地区民生委員協議会の開催自粛を余儀なくされるなど、今後の活動展開に不安を感じておられる方も少なくないものと思われます。

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、道では、感染リスクを減らしながら、社会経済活動を継続させていく「新北海道スタイル」の浸透・定着に取り組んでおり、この度、この内容に沿い、コロナ禍に向き合う民生委員児童委員の皆様の新しい活動のあり方として「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」が策定されました。

この活動スタイルをきっかけにして、民生委員児童委員の皆様が、更に、心を一つにし、この困難を乗り越え、地域福祉の担い手として、ますます大きな役割を果たされることを期待しております。力を合わせて、道民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に取り組んでまいりましょう。

発行年月日 令和2年9月発行

発行・編集 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 4階
TEL 011-261-2181 ・ FAX 011-261-3081



このパンフレットは、
赤い羽根共同募金の助成を受けて
作成しています。

民生委員児童委員 研修企画のてびき

令和3年3月発行

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
北海道社会福祉総合センター4階
TEL (011)261-2181